

### 3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン

スポーツ界のコンプライアンス強化のための中心的な手法としては、①コンプライアンス強化に向けた組織基盤の整備、②役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育となります。

ここでは、②役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育について解説することにします。②がなければ形式的な組織ができるだけで、結果コンプライアンス強化が達成されません。むしろ、スポーツ団体の役員を中心としたコンプライアンス教育によりコンプライアンス意識が上がってこそ、組織における能動的なコンプライアンス強化が実現できます。

スポーツ界におけるコンプライアンス教育では、①スポーツ団体の役職員向け、②選手、指導者向けの二つの場面が考えられます。実際のスポーツ界の活動においても、この「組織マネジメント」の場面と「フィールドマネジメント」の場面は大きく区別されているため、このような場面に沿ったコンプライアンス強化が実態に合うでしょう。

#### 【コンプライアンス強化の目的】

平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価」事業においては、コンプライアンス強化の目的として、以下の 3 点を目的にしています。コンプライアンス強化はあくまで手段でしかなく、スポーツ団体として何を指すのか、役職員、選手や指導者等が何を目的にコンプライアンス強化を行うのかは、まず初めに明確にすべき事項でしょう。具体的な研修に入る前に、スポーツ団体の役員はコンプライアンス強化の目的を明確にして、研修を実施する必要があります。

- ① スポーツの現代的価値 ～インテグリティの実現
- ② スポーツ団体の自律
- ③ スポーツの普及、振興、競技力の向上

## 【コンプライアンス強化研修の実践方法】

研修にあたっては、単なる座学の研修で進めるだけでなく、グループワーク、各グループからの発表などを通じて、より具体的なソリューションを導く実践的な内容にすべきでしょう<sup>169</sup>。

特にコンプライアンス教育にあたっては、様々な不祥事、トラブルに対する危機意識、バランス感が求められますが、これは自らそのような不祥事、トラブルを想定しなければ身につくものではありません。そのためには、自ら不祥事、トラブルの現場を考える必要があります。座学の研修はむしろこれに適さないこともあります。単に講師を呼んで話を聞くだけではなく、積極的にグループワークや発表の機会を設けるようにしましょう。

なお、研修にあたっては、単なる座学の研修で進めるだけでなく、グループワーク、各グループからの発表などを通じて、より具体的なソリューションを導く実践的な内容にすべきでしょう。

本章では、役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育を行うにあたっての、求められる理由、ポイント、具体的な実践例をまとめます。

---

<sup>169</sup> 一般社団法人全日本テコンドー協会のコンプライアンス研修は、講義形式だけでなく、ワークショップ形式を取り入れている点が特徴的です。研修では、基本的なガバナンスの知識や規程内容を説明した後、暴力、役員による不祥事、代表選考におけるトラブル、ドーピングなど実際の事案をベースとした不祥事案を題材にして、「問題が起こったらどう対応するか」「なぜこうした問題が生じるか」「こうした問題を発生しないようにするために何をすべきか」などについて参加者で議論・検討しています。

(1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施  
(5項目)

□ a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

スポーツ団体の役職員向けの研修として、最も基本的な内容は組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育です。

現代のスポーツ団体は、既に一般法人や法益法人になっていることも多々あり、また任意団体だからといってその機関設計、情報公開のためには前提となる法人法の理解が必須です。また、スポーツ団体は個人情報を扱うことから、最低限の法律知識として、個人情報保護法の理解も必要でしょう。その他当たり前ですが、犯罪に関与しないことは当然であり、このような理解の推進も必要になります。

スポーツ団体も社会における活動主体であり、適用対象となる法令を遵守することが大前提になります。スポーツ界のみがその例外になることはありません。

**◆ ポイント ～スポーツ団体が組織運営において守るべき法令**

① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法

スポーツ団体を運営する役職員にとって、まず最も理解すべき法令は、法人法、特に一般法人法や公益認定法になります。法人法の理解は、単にスポーツ団体運営にとって遵守しなければならない法令の内容を知るだけでなく、スポーツ団体における機関の役割、意思決定の方法、情報公開など法人法の基本原則の理解が進むことにより、スポーツ団体の意思決定や実施における法的正当性(Legitimacy)を確保できることになります。

② 個人情報保護法

続いて、スポーツ団体は、登録する会員の個人情報を収集する団体として個人情報保護法の適用を受けます。2017年の改正に伴い、個人情報取扱事業者の限定要件がなくなったため、ほぼすべてのスポーツ団体がその適用対象となった、といっても過言ではないでしょう。

さらに、スポーツ団体に関連する個人情報としては、氏名、住所などの基本情報のみならず、競技会の記録や成績なども含まれます。また、近年は様々な健康情報、生体データの可視化も可能になっていますので、これらのデータは、単なる個人情報ではなく、要配慮個人情報として特別の対応をする必要もあります。

### ③ 刑罰法規

スポーツ団体の役職員も、様々な刑事犯罪を起こす、あるいは巻き込まれる可能性があります。これまでの事例を見ても、スポーツ団体内では窃盗や詐欺、横領、背任などの財産犯があり、スポーツ団体の役職員個人の犯罪としても、暴行、傷害、器物損壊、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、賭博、性犯罪、自動車事故、酒気帯び運転やひき逃げ、薬物犯罪、暴力団排除条例違反など、犯罪は多岐にわたります。

しかしながら、このような犯罪を起こさないことは当たり前すぎて、研修等で取り上げられることが実は少ない、という実情があります。人の道徳に頼るのも限界があり、刑罰法規に関しても、スポーツ団体の役職員向けの研修を実施する必要があります。

## 【具体的な実践例】

### ① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法

一般法人法、公益認定法に関する情報提供は、その管理監督を行う内閣府の公益認定等委員会<sup>170</sup>にて多くの情報提供がなされています。

「公益法人制度のポイント」<sup>171</sup>のほか、「公益法人の各機関の役割と責任」<sup>172</sup>などの資料も公開されているため、法人法の基本原理を理解するのに、こちらを活用ができます。

「公益法人の各機関の役割と責任」については、理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会それぞれについて、その役割と責任を法令とともに、不祥事事例も紹介しながら解説されています。2016年6月以降からは、<携帯版>や<A4版>も掲載されており、スポーツ団体の役員に配布されることが想定されています。

### ② 個人情報保護法

個人情報保護法については、2016年1月1日に設立された個人情報保護委員会<sup>173</sup>にて多くの情報提供がなされています。

法令・ガイドライン等の紹介<sup>174</sup>だけでなく、特に、「中小企業サポートページ(個人情報保護法)」<sup>175</sup>では、「個人情報保護法の基本(平成29年3月)」<sup>176</sup>、「改正個人情報保護法の基本(平成29年6月)」<sup>177</sup>、「中小企業向けQ&A(抜粋版)(平成29年5月)」<sup>178</sup>、「中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト付 はじめての個人情報保護法 ～シンプルレッスン～(平成29年6月)」<sup>179</sup>など、多くのスポーツ団体も含まれるであろう中小企業向けの情報提供がなされています。

### ③ 刑罰法規

刑罰法規一般を対象とした研修を行っている事例は少ないですが、賭博、自動車運転、薬

<sup>170</sup> <https://www.koeki-info.go.jp/>

<sup>171</sup> <https://www.koeki-info.go.jp/application/pdf/zentai.pdf>

<sup>172</sup> [https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/20140715\\_kakukikan.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140715_kakukikan.pdf)

<sup>173</sup> <https://www.ppc.go.jp/>

<sup>174</sup> <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

<sup>175</sup> [https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

<sup>176</sup> [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28\\_setsumeikai\\_siryou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf)

<sup>177</sup> [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1706\\_kihon.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1706_kihon.pdf)

<sup>178</sup> [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1705\\_faq\\_smallbusiness.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1705_faq_smallbusiness.pdf)

<sup>179</sup> [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1711\\_simple\\_lesson.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1711_simple_lesson.pdf)

物犯罪、暴力団排除など個別のテーマを対象にした研修は数多く実施されています。

- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>180</sup>においては、類型10)その他法令違反として個人情報保護法違反<sup>181</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>180</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>181</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_19.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_19.pdf)

□ b NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育

**【解説】**

◆ 求められる理由

スポーツ団体の役職員向けの研修として、最低限の法的知識をクリアした中で、コンプライアンス強化を進めるためには、さらにスポーツ団体の組織基盤を強化する必要があります。スポーツ団体の組織自体がぜい弱なままだと、役職員に対するコントロールが利かず、コンプライアンス強化が進みません。

◆ ポイント

スポーツ団体の組織基盤を強化する場合、日本のスポーツ界では、中央競技団体向けに作成された「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」が参考になります<sup>182</sup>。既に「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」は、日本のスポーツ界において、スポーツ団体の組織基盤の強化を図るガイドラインとして定着しています。

「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」においては、組織運営において留意すべきポイントがまとめられており、それぞれの場面において組織基盤を強化できる内容になっています。

- 1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン<sup>183</sup>
- 2 NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン<sup>184</sup>
- 3 NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン<sup>185</sup>
- 4 NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン<sup>186</sup>
- 5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン<sup>187</sup>
- 6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン<sup>188</sup>
- 7 NF の Integrity (高潔性)に関するフェアプレーガイドライン<sup>189</sup>
- 8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン<sup>190</sup>

<sup>182</sup> <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

<sup>183</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf)

<sup>184</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_05.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_05.pdf)

<sup>185</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_06.pdf)

<sup>186</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_07.pdf)

<sup>187</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_08.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf)

<sup>188</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_09.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_09.pdf)

<sup>189</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_10.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf)

<sup>190</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf)

## 【具体的な実践例】

- 公益社団法人日本フェンシング協会では、役職員向けの研修として、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインが解説されています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、理事、監事、正会員、事務局員など協会関係者に対して、年1回、コンプライアンス研修を実施しています。コンプライアンス研修では、ワークショップ形式を取り入れ、ガバナンス及びコンプライアンスの問題に対し主体的に取り組むことを促す内容となっています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>191</sup>においては、全てのトラブル類型について、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分を示し、ガバナンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>191</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)



□ c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

日本のスポーツ界においてこれまで最も大きな不祥事となってきたのが、不適切な経理処理やスポーツ団体内における不正行為です。2012年に発覚した日本オリンピック委員会（JOC）加盟団体における国庫補助金等の不正受給問題や、2016年に発覚した日本パラリンピック委員会（JPC）加盟団体における国庫補助金の過大受給問題など、未だに日本のスポーツ界において続発しています。

国庫補助金のような公金の利用は極めて公共性を有する行為であり、また特に公金を受給する団体は公共性が強く問われますので、十分に留意する必要があります。

また、多くのスポーツ団体は会員からの会費を徴収しており、このような資金の使途については適切な経理処理を行う必要があります。

**◆ ポイント**

適切な経理処理のため、スポーツ団体の役職員に対する研修を行うにあたっては、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン「4 NF の会計処理に関するガイドライン」<sup>192</sup>が参考になるほか、特に以下の点が重要なポイントになります。

① チェックアンドバランスへの意識

適切な経理処理を実施するためには、経理処理に対する厳密なチェックを行うことが必要になります。特にスポーツ団体の中で強化を中心とした金銭支出を行う部門に対して、厳格なチェックを行うためには、それ以上の権限と地位を持った他の役員（理事や監事）が当該金銭支出を検討する必要があり、チェックを受ける部門としてもこのようなチェックを受ける意識を持たなければなりません。

単純に事務局にルール of 徹底だけを促しても、形式的なルールの適用になり、全体としての整合性、合理性が整いません。やはりスポーツ団体の役員が事務局に対してチェックを行うことが重要でしょう。

なお、コンプライアンス強化の観点からは、スポーツ団体内において、このチェックアンドバランスが有効に機能しているのか、それ自体を十分に検証する必要があるでしょう。コンプラ

<sup>192</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014\\_02\\_07.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_07.pdf)

イアンス委員会などのコンプライアンス推進組織がその役目を担いますが、この役目を十分に機能させるためにも、役職員の意識が必要になります。

## ② チェックの外部、独立性への意識

また、1重のチェックだけでは足りない場合もありますので、さらに外部監事、会計監査人などより独立性のある権限と地位を持った者によるチェックも重要でしょう。このようなチェックを受けて初めて、適切な経理処理であったといえるのであり、むしろ自らの経理処理が適切であったことを裏付けるためにも、外部の独立した監査を受け入れることが重要になります。

## ③ その他コンプライアンス研修にあたってのポイント

スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>193</sup>では、コンプライアンス研修のポイントとして、以下の3点をあげています。

- スポーツ団体の資産は役職員の資産ではないことの再認識
- 理事はスポーツ団体から業務執行を委任されている法的責任者であることの再認識
- 従業員等スタッフのトレーニング

---

<sup>193</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

## 【具体的な実践例】

- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>194</sup>においては、類型1)スポーツ団体が組織内犯罪を行っている場合として不正経理等<sup>195</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>196</sup>においては、類型5)スポーツ団体の会計処理に問題がある場合として不適切経理<sup>197</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>194</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>195</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_04.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_04.pdf)

<sup>196</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>197</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_08.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_08.pdf)



□ d 代表選手選考に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたって、代表選手選考は大きなトラブルに発展する可能性があるテーマの一つです。

代表選手選考は、単に国際大会への出場選手を決定するものではなく、その後の監督、コーチの人事や役職員の人事、予算措置にも大きな影響を及ぼし、スポーツ団体内で大きなトラブルになる事項です。このような大きな影響力を有する事項であるからこそ、スポーツ団体の役職員については、代表選手選考について十分に理解を深めておく必要があります。

◆ ポイント

代表選手選考のポイントについて触れた文献はあまり多くはありませんが、日本スポーツ法学会監修の「標準テキストスポーツ法学(第2版)」においては、基本原理である公平性と透明性を具体化する要素として、以下のとおり整理されています。

	①権限者に関する要素 (主体)	②選考基準に関する要素 (客体)	③公表に関する要素 (広報)
選考基準作成 (ルール形成)	原案作成者、基準作成者の公正性 選手代表者など、ステークホルダーの関与 公正性の担保(第三者を含む決定) 機能している不服申立手続の明示	基準の明確性、具体性 基準となる要素の補完、明示 ・客観的要素(記録、試合結果など) ・主観的要素(技術以外の能力、調子、実績など) ・強化方針の合理性	選考対象大会や選考基準、不服申立手続の公開 ・ホームページ ・選手、関係者への配布(紙、メールなど) ・説明会の実施
選考決定 (ルール運用)	原案作成者の独立性、公正性(選考委員会など) 利害関係人の排除 選考者の独立性、公正性の担保(複数、第三者を含む決定) 不服申立てに伴う不利益取扱いの禁止	基準運用の合理性 特に、主観的要素への配慮、合理性 例外的事情が発生した場合の措置(*)	選考結果の公開 ・ホームページ ・選手、関係者への伝達 ・記者会見、質疑応答

\* 原則的な選考方法を採用せず、例外的な事由により選考する場合は、明白かつ合理的な理由が必要。

(日本スポーツ法学会監修「標準テキストスポーツ法学(第2版)」より引用)

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、JOCナショナルコーチアカデミーにおいて、加盟競技団体に対して、毎年代表選手選考に関する研修を実施しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>198</sup>においては、類型3)スポーツ団体の具体的業務運営に問題がある場合<sup>199</sup>として内部ルール違反を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>198</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>199</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_06.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_06.pdf)

□ e イベント運営における安全に関する教育

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

スポーツ団体の主要な事業の一つにスポーツイベントの運営がありますが、スポーツイベントの運営において、参加者や観客に重大な事故が発生した場合、そのスポーツの安全性、信頼性に関して大きな疑念が生まれ、ファンの減少や競技人口の減少を生みます。

そして、スポーツイベントの運営を行っているのはスポーツ団体の役職員にほかならず、たとえボランティアといえども、安全な運営の意識を持つ必要があります。

スポーツ基本法5条1項においても、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と定められていることから、スポーツ団体は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しなければなりません。

**◆ ポイント**

① 事故情報の集積と安全対策研究

研修を実施する前に、スポーツ団体では、該当スポーツにおいて発生している事故情報を集積し、分析しておく必要があります。スポーツ事故に関する安全対策研修は、該当スポーツに特有の事故を重点的に対策する必要があるところ、このような事故情報の集積、分析がなければ、一般的な事故、安全対策の議論に終始し、該当スポーツ特有の事故対策ができません。重点的に対策すべきは該当スポーツに特有の事故ですので、前提としての事故情報の集積と安全対策研究が重要になります。

② 具体的な事例に基づいた研修

日本のスポーツ界では、まだまだスポーツ特有の事故が発生し続けています。なぜ特有の事故が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本セーリング連盟では、安全危機管理ワーキンググループが、「危機管理の立場から見たヨットレース主催とは」と題された提言書を公表しています<sup>200</sup>。提言書には、「安全対策・緊急対応フローチャート(オフショア・インショア)」<sup>201</sup>などが掲載されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、オープンウォータースイミング(OWS)競技に関する安全対策ガイドライン<sup>202</sup>を公表しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、重大事故を抑制するための教養資料の作成、教養指導の周知徹底、重大事故発生時の原因の調査と再発防止策の検討等を行うため、重大事故総合対策委員会を設置しています<sup>203</sup>。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>204</sup>においては、類型7-6)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてスポーツ事故<sup>205</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>200</sup> [http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen\\_wg](http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg)

<sup>201</sup> [http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen\\_wg?pid=7167](http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg?pid=7167)

<sup>202</sup> [http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g\\_03.pdf](http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_03.pdf)

<sup>203</sup> [http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26\\_houkoku.pdf](http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf)

<sup>204</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>205</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_16.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_16.pdf)



(2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5項目)

□ a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育

**【解説】**

◆ 求められる理由

ドーピングや八百長などスポーツの結果に対する不正行為については、現代では最も厳しい制裁を科される問題となっています。アンチ・ドーピングや八百長などの不正行為防止に関するルールについては、選手、指導者が十分な理解をもって取り組む必要があります。

◆ ポイント

① なぜドーピングや八百長が禁止されるのか

ドーピングや八百長が禁止されるのは、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるからであると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょう。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

まさしくこのような観点から、スポーツへの参加者間の公平や結果の予測不可能性というスポーツの公正を侵害するものとして、ドーピングや八百長が禁止されています。

② 具体的な事例に基づく研修

平成 29 年スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」でも整理していますが、ドーピングだけでも、最近問題となっている事例としても、①うっかりドーピング、②故意のドーピング、③汚染サプリメント、④第三者に対する禁止薬物の投与も発生しています。また、八百長行為、敗退行為についても、①賭博に関連した八百長行為、②選手間の互助的性質を有する八百長行為、③経済的な理由を有さない敗退行為などの事案が発生しています。それぞれの類型は、発生経緯も異なりますので、このような具体的な事例に基づく研修が重要です。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べるEラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTTドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています<sup>206</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則<sup>207</sup>を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています<sup>208</sup>。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>209</sup>においては、類型7-4)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてアンチ・ドーピング<sup>210</sup>を取り上げ、事例①(うっかりドーピング)、事例②(故意のドーピング)、事例③(汚染サプリメント)を掲げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>211</sup>においては、類型7-5)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合として八百長<sup>212</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

<sup>206</sup> <http://www.judo.or.jp/p/32712>

<sup>207</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

<sup>208</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>

<sup>209</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>210</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_14\\_1.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_14_1.pdf)

<sup>211</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>212</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_15.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_15.pdf)

## □ b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

スポーツにおける暴力行為、セクハラ、パワハラについては、2013年4月25日、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」<sup>213</sup>が採択されており、全面的に禁止されています。各スポーツ団体においても、倫理規程等の整備がなされており、これに従い、暴力行為、セクハラ、パワハラを根絶するための教育を実施する必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① なぜ暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されるのか

暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されるのは、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるからであると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょう。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」（友添、2015）、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」（菊、2013）、「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」「フェアネス」（松本、2017）などと指摘されています。

そして、スポーツ界における暴力行為、セクハラ、パワハラは、監督やコーチ、先輩や上級生といったスポーツ上の強い地位を前提に行われることが極めて多いため、スポーツへの参加者間の公平を侵害するものとして、暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されると考えられます。

##### ② 具体的な事例に基づく研修

日本のスポーツ界では、2013年に問題になった、全日本柔道連盟の女子代表チーム監督等暴力問題について、第三者委員会による報告書においては、長期にわたり、女子代表監

<sup>213</sup> 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

督から特定の女子選手に対する殴打、「死ね」等という暴言が認定されており、その後、日本のスポーツ界では、スポーツを問わず、暴力行為、パワハラ、セクハラ事案の発覚が絶えません。

暴力行為、パワハラ、セクハラ事案は、その背景にあるスポーツ上の強い地位の存在を無視することができませんので、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べるEラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTTドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています<sup>214</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則<sup>215</sup>を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています<sup>216</sup>。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>217</sup>においては、類型7-1)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合として暴力・暴言・体罰・いじめ<sup>218</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>219</sup>においては、類型7-2)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてパワハラ・セクハラ<sup>220</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

<sup>214</sup> <http://www.judo.or.jp/p/32712>

<sup>215</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

<sup>216</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>

<sup>217</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>218</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_11.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_11.pdf)

<sup>219</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>220</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_12.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_12.pdf)



□ c 違法行為に関する教育

**【解説】**

**◆ 求められる理由**

ドーピングや八百長などスポーツの結果に対する不正行為、暴力行為、パワハラ、セクハラは、スポーツ界特有の不幸事ですが、これに限られず、選手、指導者等による犯罪など一般的な違法行為については、違反行為としても行政罰や刑事罰を受けるだけでなく、現代では大きな報道がなされ、強い社会的非難が寄せられます。

そこで、このような犯罪など一般的な違法行為については、選手、指導者が十分な理解をもって取り組む必要があります。

**◆ ポイント**

① なぜ犯罪など一般的な違法行為に強い社会的非難が寄せられるのか

違反行為として行政罰や刑事罰を受ける以上、一般人であっても社会的非難を受ける行為ですが、特にスポーツ界の選手や指導者の場合、彼らがスポーツの価値を体現する存在である以上、犯罪など一般的な違法行為があった場合、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるから、強い社会的非難にさらされると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょう。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

② 具体的な事例に基づく研修

日本のスポーツ界では、2016年に発覚した違法賭博問題など、選手や指導者等による違法行為事案がまだまだ発生しています。なぜこのような違法行為が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べるEラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、アントラージュの行動ガイドライン<sup>221</sup>、アントラージュの制裁ガイドライン<sup>222</sup>を策定し、この他にも、スポーツ庁からの委託を受け、2015年度にはアントラージュ向け教育教材を作成しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTTドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています<sup>223</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則<sup>224</sup>を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています<sup>225</sup>。

---

<sup>221</sup> [https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage\\_guideline1.pdf](https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline1.pdf)

<sup>222</sup> [https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage\\_guideline2.pdf](https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline2.pdf)

<sup>223</sup> <http://www.judo.or.jp/p/32712>

<sup>224</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

<sup>225</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>



- 一般社団法人日本プロ野球機構では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を通じて、毎年、選手(特に若手選手)に対して、反社会的勢力の実態、選手に接近する手口、自身を守るためのポイント等について講義などを行う暴排講習会を実施しています<sup>226</sup>。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>227</sup>においては、類型8)として刑事事件<sup>228</sup>を取り上げ、事例①(暴行事件)、事例②(未成年の飲酒・喫煙)、事例③(違法賭博)、事例④(人身事故)を掲げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>226</sup> 2017年については [http://npb.jp/news/detail/20171018\\_02.html](http://npb.jp/news/detail/20171018_02.html) 参照

<sup>227</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>228</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_17\\_1.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_17_1.pdf)



## □ d スポーツ活動における安全に関する教育

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

スポーツを行う選手や指導者に重大な事故が発生した場合、そのスポーツの安全性、信頼性に関して大きな疑念が生まれ、選手のプレーの萎縮や競技人口の減少を生みます。

そして、このようなスポーツ活動における安全を達成するのは、スポーツを行う選手や指導者にほかならず、スポーツ活動における安全を意識する必要があります。

スポーツ基本法5条1項においても、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と定められていることから、スポーツ団体は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しなければなりません。

#### ◆ ポイント

##### ① 事故情報の集積と安全対策研究

研修を実施する前に、スポーツ団体では、該当スポーツにおいて発生している事故情報を集積し、分析しておく必要があります。スポーツ事故に関する安全対策研修は、該当スポーツに特有の事故を重点的に対策する必要があるところ、このような事故情報の集積、分析がなければ、一般的な事故、安全対策の議論に終始し、該当スポーツ特有の事故対策ができません。重点的に対策すべきは該当スポーツに特有の事故ですので、前提としての事故情報の集積と安全対策研究が重要になります。

##### ② 具体的な事例に基づいた研修

日本のスポーツ界では、まだまだスポーツ特有の事故が発生し続けています。なぜ特有の事故が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べるEラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTTドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、重大事故を抑制するための教養資料の作成、教養指導の周知徹底、重大事故発生時の原因の調査と再発防止策の検討等を行うため、重大事故総合対策委員会を設置しています<sup>229</sup>。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています<sup>230</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則<sup>231</sup>を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています<sup>232</sup>。
- 公益社団法人日本トライアスロン連合は、大会参加者の安全に向けて、「運動中の事故を防止するために～競技団体からの提言～」<sup>233</sup>をリリースしています。

---

<sup>229</sup> [http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26\\_houkoku.pdf](http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf)

<sup>230</sup> <http://www.judo.or.jp/p/32712>

<sup>231</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

<sup>232</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>

<sup>233</sup> <http://www.jtu.or.jp/news/2014/140711-1.html>

- 公益財団法人日本水泳連盟は、「飛び込みの段階指導」について、第1段階から第6段階に分けてウェブサイトで詳細に紹介しています<sup>234</sup>。また、「高地トレーニングに伴う安全管理のガイドライン」<sup>235</sup>を定め、選手の健康管理、安全管理への配慮を促しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>236</sup>においては、類型7-6)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてスポーツ事故<sup>237</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>234</sup> <http://www.swim.or.jp/about/dive-step-guidance/index.php>

<sup>235</sup> [http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g\\_01.pdf](http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_01.pdf)

<sup>236</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>237</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_16.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_16.pdf)



## □ e SNS その他交友関係、社会規範に関する教育

### 【解説】

#### ◆ 求められる理由

現代のコンプライアンスの対象としては、単なる法令遵守にとどまらず、①一般的な法令の遵守、②組織や業界が定める内部規範の遵守、そして③社会的規範の遵守という3段階のフェーズに整理されることが多く、スポーツ界においても、スポーツインテグリティやサステナビリティに関わる問題は、②のみならず③社会規範違反に関わる問題となっています。

そこで、現代のスポーツ選手や指導者は、SNS その他の交友関係において、このような③社会規範を問われる場面が増大しており、社会規範に関する教育を実施する必要があります。

#### ◆ ポイント

##### ① なぜ社会規範違反行為に社会的非難が寄せられるのか

スポーツ界の選手や指導者の場合、彼らがスポーツの価値を体現する存在である以上、社会規範違反行為があった場合、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるから、強い社会的非難にさらされると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょう。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるものの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

##### ② 具体的な事例に基づく研修

SNS については、様々な炎上事案や、交友関係については、暴力団等反社会的勢力との交際が問題にされます。スポーツ選手や指導者自体の全ての交友を禁止する事は不可能ですので、SNS その他の交友関係が問題になる場合に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

## 【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べるEラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、アントラージュの行動ガイドライン<sup>238</sup>、アントラージュの制裁ガイドライン<sup>239</sup>を策定し、この他にも、スポーツ庁からの委託を受け、2015年度にはアントラージュ向け教育教材を作成しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTTドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています<sup>240</sup>。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ5原則<sup>241</sup>を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象としたJTAカンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています<sup>242</sup>。

---

<sup>238</sup> [https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage\\_guideline1.pdf](https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline1.pdf)

<sup>239</sup> [https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage\\_guideline2.pdf](https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline2.pdf)

<sup>240</sup> <http://www.judo.or.jp/p/32712>

<sup>241</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

<sup>242</sup> <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>



- 一般社団法人日本プロ野球機構では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を通じて、毎年、選手(特に若手選手)に対して、反社会的勢力の実態、選手に接近する手口、自身を守るためのポイント等について講義などを行う暴排講習会を実施しています<sup>243</sup>。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集<sup>244</sup>においては、類型7-3)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてヘイトスピーチ・侮辱等<sup>245</sup>を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

---

<sup>243</sup> 2017年については [http://npb.jp/news/detail/20171018\\_02.html](http://npb.jp/news/detail/20171018_02.html) 参照

<sup>244</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_01.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf)

<sup>245</sup> [http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017\\_04\\_13.pdf](http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_13.pdf)